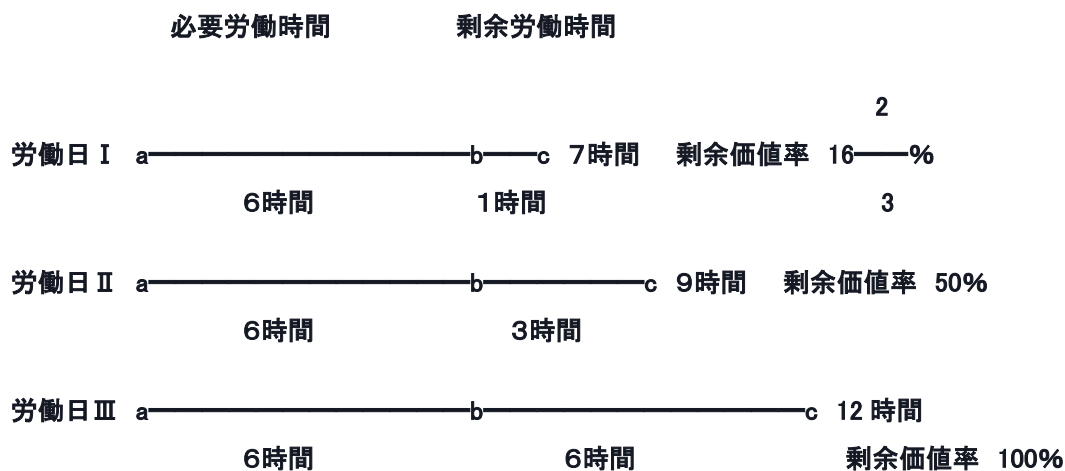


第3篇 絶対的剰余価値の生産

第8章 労働日

第 1 節 労働日の限界



労働日は不変量ではなく、可変量である。

必要労働時間は、労働者自身の不断の再生産のために必要な労働時間によって規定されているが、労働日の全体の長さは、剰余労働の長さまたは持続時間とともに変動する。

労働日は固定量ではなく、流動量であるとはいえ、ある限界の中で変動しうるだけである。

資本主義的生産様式の基礎の上では、必要労働を超えた剰余労働を求めて生産されるため、必要労働時間までは短縮されえない。

労働日には最大限度がある。労働日は、ある限界を超えて延長されえない。

この最大限度は二重に規定されている。

第一は、労働力の肉体的限界によって。

第二は、精神的、社会的限界によって。

資本には、自分を価値増殖し、剰余価値を創造し、自分の不変部分、生産手段でできるだけ多量の剰余労働を吸収しようという、ただ一つの生活衝動があるだけである。

資本はすでに死んだ労働であって、この労働は吸血鬼のように、ただ生きている労働の吸収によってのみ活気づき、そしてそれを吸収すればするほどますます活気づくのである。

商品交換そのものの性質からは、労働日の限界は、したがって剰余労働の限界も出てこないのである。

どちらも等しく商品交換の法則によって保証されている権利対権利、同等の権利と権利の間では力がことを決する。

## 第2節 剰余労働への渴望 工場主とボヤール

資本が剰余労働を発明したのではない。いつでも、社会の一部の者が生産手段の独占権を握っていれば、いつでも労働者は、自由であろうと不自由であろうと、自分自身を維持するために必要な労働時間に余分な労働時間を付け加えて、生産手段の所有者のために生活手段を提供しなければならない。

この所有者がアテナイの貴族であろうと、エトルリアの神政者であろうと、ローマの市民であろうと、ノルマンの領主であろうと、アメリカの奴隷所有者であろうと、ワラキアのボヤールであろうと、現代の大地主や資本家であろうと。

エトルリア：紀元前8世紀から紀元前1世紀ごろにイタリア半島中部にあった都市国家群。

ワラキア：ルーマニア南部の地方名、かつての公国名。

ボヤール(Boyar)：大土地所有者である封建領主階級。「ボイエリ」とも呼ばれた。

ある経済的社会構成体の中で生産物の交換価値でなく使用価値が重きをなしている場合には、剰余価値は諸欲望の狭いにせよ広いにせよ、とにかくある範囲によって制限されており、剰余価値に対する無制限な欲望は生産そのものの性格からは生じないということは明らかである。それだから、古代でも、交換価値をその独立の貨幣姿態で獲得しようとする場合、すなわち金銀の生産では、恐ろしいまでに過度労働が現れるのである。

ドナウ諸侯国見られる剰余労働への渴望とイギリスの工場でのそれとの比較は、特に興味のあることである。というのは、剰余労働は夫役においてひとつの独立な感覚的に知覚することのできる形態を持っているからである。

ドナウ諸侯国の「レグルマン・オルガニック」(夫役の法典)は剰余労働に対する渴望の積極的表現だったのであり、それを各条項が合法化しているのだとすれば、イギリスの工場法は同じ渴望の消極的な表現である。この法律は、国家の側からの、しかも資本家と大地主の支配する国家の側からの、労働

日の強制的制限によって、労働力の無際限な搾取への資本の衝動を制御する。日々に脅威を増して膨れ上がる労働運動を別とすれば、工場労働の制限は、イギリスの耕地にグワノ肥料(南米の海鳥の糞)を注がせてたのと同じ必然性の命じるところだった。一方の場合には、土地を疲弊させたその同じ盲目的な略奪欲が、他方の場合には国民の生命力の根源を侵してしまったのである。ここでは周期的な疫病が、ドイツやフランスでの兵士の身長低下と同じ明瞭さで、それを物語ったのである。

現在(1867年)も有効な1850年の工場法は、週日平均10時間を許している。

この法律の特別の番人として、内務大臣直属の工場監督官が任命されていて、その報告書は半年ごとに議会から公表される。だから、それは剰余労働に対する資本家の渴望について継続的な公式の統計を提供するのである。

恐慌のときには生産が中断されて、ただ「短時間」しか、週にわずかな日数しか作業が行われないのであるが、その恐慌も、もちろん、労働日を延長しようとする衝動を少しも変えるものではない。なされる仕事が少ないほど、なされた仕事についての利得は大きくなければならぬ。作業のできる時間が少ないほど、それだけ多くの剰余労働時間が作業されなければならない。

「法定時間を越える過度労働によって得られる特別利潤は、多くの工場主にとって、抵抗しうるには大きすぎる誘惑に思われる。彼らは、見つからないという幸運をあてにしており、また、発覚した場合でも罰金や裁判費用はごくわずかなので彼らには差引き利益が保証されているということをあて込んでいる。」

完全時間労働する労働者を、“full timer”(全日工)と呼び、6時間しか労働することを許されない13歳未満の子どもを“half timer”(半日工)と呼ぶこと以上に特徴的なことはない。労働者はここでは人格化された労働時間以外のなにものでもない。すべての個人差は「全日工」と「半日工」との際に解消されるのである。

### 第3節 搾取の法的制限のないイギリスの諸産業部門

これまでに我々が労働日の延長への衝動、剰余労働に対する人狼的渴望を考察してきた領域は、イギリスのあるブルジョワ経済学者の言うところでは、アメリカ・インディアンに対するスペイン人の残虐にも劣らない極度の無法のために資本がついに法的な取締りの鎖につながれることになった領域であった。

そこで今度は我々の目を、労働力の搾取が今日なお無拘束であるか、またはつい昨日までまだ無拘束だったいくつかの産業部門に向けてみよう。

陶器製造業：過酷な児童労働、長時間労働、寿命の減少、肺病などによる死者の増大、肉体的にも精神的にも退化、虚弱化など。

マッチ製造業：労働者の半数は、13歳未満の子どもと18歳未満の少年、不衛生と不快な労働環境、

12 時間から 14 時間か 15 時間にもなる同道日の変化、夜間労働、燐毒の充満した作業室そのものの中でとられる不規則な食事など。

壁紙工場：繁忙期には、しばしば、またほとんど中断なしに、午前 6 時から夜の 10 時かもっと深夜まで労働させる。13 歳未満の子どもや 18 歳未満の少年に 12～16 時間にわたって昼食をとらせずに働かせる。

製パン業：長時間労働、深夜労働、不純製造など。「職人の不払い労働」を基にする「安売り親方」。

不純製造：「毎日そのパンとして、明礬や砂やその他の結構な鉱物性成分は別としても、腫れ物の膿や蜘蛛の巣や油虫の死骸や腐ったドイツ酵母を混ぜ込んだいくらかの量の人間の汗を食わなければならない」

1858～1860 年には、アイルランドの製パン職人は、夜間労働と日曜労働に反対する運動のための大集会を自費で組織した。この運動によって、ウェクスフォード、キルケニー、クロンメル、ウォーターフォード、等々では夜間労働なしの昼間労働が実際に首尾よく実現された。（他では失敗した地域も）

鉄道業：繁忙期に、鉄道労働者に休みなしに 40～50 時間労働させ、過労から大鉄道事故を起こさせる。

婦人服製造業：繁忙期における詰め込みすぎた作業室での長時間過度労働と喚起の悪い寝室のために死亡させる。

鍛冶業：鍛冶工の過度労働による早死に。

#### 第4節 昼間労働と夜間労働 交替制

不変資本、生産手段は、価値増殖家庭の立場から見れば、ただ労働を吸収するために、そして労働の一滴ごとにそれ相当の量の剰余労働を吸収するために、存在するだけである。

生産手段がそれをしない限り、その端ある存在は資本家にとって消極的な損失である。なぜならば、生産手段が休んでいる間は、それは無駄な資本前貸しを表しているからであるが、この損失は、この中谷よって作業の再開のための追加支出が必要になれば、積極的となる。自然日の限界を越えて夜間にまで食い込む労働日の延長は、ただ緩和剤として作用するだけであり、労働の生き血を求める吸血鬼の渴きをどうにか鎮めるだけである。だから、まる一日 24 時間の労働を我が物にすることこそ、資本主義的生産の内在的衝動なのである。しかし、同じ労働力が昼も夜も続けて搾取されるというようなことは、肉体的に不可能なので、その肉体的障害を克服するためには、昼間食い尽くされる労働力と夜間食い尽くされる労働力との交替が必要になるのである。この交替にはいろいろな方法がありうるのであって、たとえば、労働者全員の一部が或る週は日勤をし、次の週は夜勤をするように配列されることもありうる。人の知るように、この交替制、この輪作制は、イギリスの面工業の血気盛んな少壮期に優勢に行われていたし、またことに現在もモスクワ県の紡績工場で盛んに行われている。

この 24 時間生産過程は、今日もなお、大ブリテンの現在に至るまで「自由な」多くの産業部門意、ことにイングランドやウェールズやスコットランドの溶鉱炉や鍛冶工場やその他の金属工場に、制度として存在している。

夜間労働の一般的な有害な作用は別としても、生産過程のまる 24 時間にわたる中断のない継続は、名目労働日の限界を越えるための絶好の機会を与える。

#### 第5節 標準労働日のための闘争 14世紀半ばから17世紀末までの労働日延長のための強制法

資本は、剰余価値を求めその無際限な盲目的な衝動、その人狼的渴望をもって、労働日の精神的な最大限だけではなく、純粋に肉体的な最大限をも踏み越える。資本は労働力の寿命を問題にしない。資本が関心を持つのは、ただただ、一労働日に流動化される労働力の最大限だけである。資本が労働力の寿命の短縮によってこの目標に到達するのは、ちょうど貪欲な農業者が土地の豊度の略奪によって収穫の増大に成功するようなものである。

本質的に剰余価値の生産であり、剰余労働の吸収である資本主義的生産は、労働日の延長によって人間労働力の萎縮を生産し、そのためにこの労働力はその正常な精神的および肉体的な発達と活動との諸条件を奪われるのであるが、それだけではない。資本主義的生産は労働力そのものの早すぎる消耗と死滅とを生産する。

「我亡き後に洪水は来たれ！」これが、すべての資本家、すべての資本家国の標語なのである。だから、資本は、労働者の健康や寿命には、社会によって顧慮を強制されない限り、顧慮を払わないのである。肉体的および精神的な萎縮や早死にや過度労働の責め苦についての苦情に対しては、資本は次のように答える。この苦しみは我々の楽しみ(利潤)を増やすのに、どうしてそれが我々を苦しめるというのか？と。しかし、一般的に言って、これもまた個々の資本家の意志の善悪によることではない。自由競争が資本主義的生産の内在的な諸法則を個々の資本家に対して外的な強制法則として作用させるのである。

標準労働日の制定は、資本家と労働者との何世紀にもわたる闘争の結果である。しかし、この闘争の歴史は、相反する二つの流れを示している。たとえば、現代のイギリスの工場立法が労働日を強制的に短縮するのに、以前の諸法令はそれを強制的に延長しようとする。資本がやっと生成してきたばかりでまだ単なる経済的諸関係の力によるだけではなく国家権力の助けによっても十分な量の剰余労働の吸収権を確保するという萌芽状態にある資本の要求は、資本がその成年期にぶつぶつ言いながら洪々なさざるを得ない譲歩に比べれば、もちろん、まったく控えめに見える。

14世紀の半ばから17世紀の末まで資本が国家権力によって成年労働者に押し付けようとする労働日の延長が、19世紀の後半に子どもの血の資本への転化に対して時おり国家によって設けられる労働時間の制限とほぼ一致するのは、当然のことである。

## 第6節 標準労働日のための闘争 法律による労働時間お強制的制限 1833~1864年 のイギリスの工場立法

資本が数世紀を費やして労働日とその標準的な最大限界まで延長した後に、今、18世紀の最後の三分の一期における大工業の誕生以来は、なだれのように激しい無際限な突進が起きた。風習と自然、年齢と性、昼と夜という限界は、ことごとく粉碎された。

生産の騒音に気を取られていた労働者階級がいくらか正気に帰ったとき、この階級の反抗が始まった。さしあたり大工業の生国イギリスで。とはいえ、30年間というものは、この階級が奪い取った譲歩はまったく名目的なものでしかなかった。1802年から1833年までに議会は5つの労働関係法を成立させたが、しかし、その強制的実施や必要な職員などのためには一文の支出も議決しないという抜け目のなさだった。これらの法律は死文のままにとどまった。

やっつと、1833年の工場法一面工業、羊毛工場、亜麻工場、絹工場に適用される一以来、近代産業にとって標準労働日が現れ始める。

1833年の法律が明言するところでは、普通の工場労働日は朝5時半に始まって晩8時半に終わるべきだとされ、また、この限界内すなわち15時間の範囲内では、少年(すなわち13歳から18歳までの人員)を1日のどの時間に使用しようと、それは、いくつかの特にあらかじめ定められた場合を除いて、同一の少年が一日の間に12時間より長くは労働しない限り、適法だとされる。この法律の第6節は、「このように労働時間の限定されている各人のために、各一日の内に少なくとも1時間半の食事時間が認められるべきこと」を規定している。9歳未満の子どもの使用は、後に述べる例外を除いて、禁止され、9歳から13歳までの子どもの労働は、一日8時間に制限された。夜間労働、すなわちこの法律によれば晩の8時半と朝の5時半との間の労働は、9歳から18歳までの人員のすべてについて禁止された。

立法者たちは、成年労働力の搾取における資本お自由、または彼らの言うところの「労働の自由」を侵害するつもりは少しもなかったので、工場法からこんな身の毛もよだつような帰結を引き出すことを予防するために、一つの独特な制度を案出した。

こういうわけで、リレー制度という名のもとにこの「案」が実行されて、たとえば朝5時半から午後1時半までは9歳から13歳までの一組の子どもが、午後1時半から晩の8時半までは別の一組が替え馬にされる、というように仕組まれた。

工場労働者たちは、ことに1838年以来は、10時間法案を彼らの経済的選挙スローガンにし、人民憲章を彼らの政治的選挙スローガンにしてきた。

個々の工場主がどんなに元通りの強奪欲をほしいままにしたいと思っても、工場主階級の代弁者や政治的指導者たちは、労働者に対する態度や言葉を変えることを命令した。彼らはすでに穀物法廃止のための戦いを始めていて、勝利のために労働者の援助を必要としたのだ！それゆえ、彼らは、自由買

易の千年王国ではパンは大きさが二倍にされるだけでなく10時間法案も採用されるということを約束した。そこで、1833年の法律を本物に使用とするだけの処置に対しては、彼らはますます反対するわけには行かなくなった。自分たちのもっとも神聖な利益、地代を脅かされて、ついにトリー党は、彼らの敵の「けしからぬ策術」に向かって博愛的な怒声をとどろかせた。

こうして1844年6月7日の追加工場法は成立した。それは1844年9月10日に発効した。それは労働者の新たな一部類を被保護者の列に加えている。すなわち、18歳以上の婦人である。彼女らはどの点でも少年と同等に扱われた。すなわち、その労働時間が12時間に制限され、夜間労働が禁止される、等々である。こうして、初めて立法は成年者の労働をも直接かつ公的に取り締まることを余儀なくされたのである。

1846/47年はイギリスの経済史上に新たな時代を画する。穀物法は廃止され、自由貿易は立法の導きの星だと宣言される！要するに、千円王国が始まったのである。他方では、この同じと死にチャーティスト運動と10時間運動とが頂点に達した。これらの運動は、仕返しをしようといきり立ったトリー党に同盟者を見出した。ブライトやコブデンに率いられた食言自由貿易軍の熱狂的な抵抗にもかかわらず、あのように久しく追求されてきた10時間法案は議会を通過した。

1847年6月8日の新しい工場法は、1847年7月1日からは、「少年」(13歳から18歳までの)とすべての婦人労働者との労働日が暫定的に11時間に短縮されるべきこと、ただし1848年5月1日からは最終的に10時間に制限されるべきことを確定した。

資本はこの法律が完全に施工されることを妨げることを企てたが、失敗した。

資本の前哨戦は不成功に終わって、10時間法は1848年5月1日に発効した。しかし、その間に、指導者を投獄され組織を粉砕されたチャーティスト党の大失敗はイギリスの労働者階級の自信をすでに動揺させていた。続いてまもなくのパリの六月暴動とその血なまぐさい鎮圧とは、大陸ヨーロッパでもイギリスでも、支配的諸階級のすべての分派を、すなわち地主も資本家も、相場師も小売商人も、保護貿易論者も自由貿易論者も、政府も反対党も、坊主も無心論者も、若い娼婦も老いた尼もひっくるめて、財産と宗教と家族と社会とを救え！という共同の叫びのもとに統合した。労働者階級はどこでも法律による保護の外に置かれ、宗門から追放され、「容疑者法」の下に置かれた。だから、工場主諸氏は遠慮する必要はなかった。彼らは、10時間法に対してだけではなく、1833年以来の労働力の「自由な」搾取をいくらかでも制限しようとした立法の全体に対して、公然の反逆を起こした。

しかし、概観上は決定的な資本の勝利とともに、たちまち一つの急変が現れた。それまで労働者がやってきた抵抗は、毎日たゆまず繰り返されたとはいえ、受身のものだった。いまや彼らは、ランカシャやヨークシャであからさまに威圧的な集会を催して、講義した。つまり、10時間法と証するものは、ただのごまかしで、議会の詐欺で、いまだかつて実際にはなかったのだ！と。工場監督官たちは、階級間お敵対は信じられないまでに緊張している、と厳しく政府に警告した。

その後起きたことを理解するためには、次のことを覚えておかねばならない。すなわち、1833年、1844年、1847年の工場法は、そのうちの一つが他のものを修正しないかぎり、三つとも効力を持っているということ、これらの法律のどの一つも18歳以上の男子労働者の労働日を制限していないということ、また、1833年以来、朝の5時半から晩お8時半までの15時間が法定の「日」であるということはずっと変わらず、この範囲内で少年と婦人との最初は12時間の労働、後には10時間の労働が、定められた諸条件のもとで行われるようになっていたということ、これである。

工場主たちは、あちこちで、自分たちの使用する少年と婦人労働者との一部分を、時には半数を、解雇始めた、その代わりに、ほとんどなくなっていた夜間労働を成年男子労働者の間に復活させた。彼らは叫んだ、10時間法はこれ以外に選ぶべき道は残さないのだ！と。

このような事情の下で工場主と労働者との妥協が成立し、それは1850年8月6日の新しい追加工場法の中では議会によって確認されている。「少年と婦人」については、労働日は週の初めの5日間は10時間から10時間半に延長され、土曜は7時間半に制限された。労働は朝6時から晩の6時までの間に行われなければならない、その間にある食事のための1時間半の中休みは、全員同時に、そして1844年尾諸規定に従って、与えられなければならない、等々。こうして、リレー制度には一挙に結末がつけられた。児童労働については1844年の法律が引き続き有効とされた。

大工場主たちが不可避的な運命に身を任せ、それに逆らうのをやめてからは、資本の抵抗力は次第に弱まってゆき、それと同時に労働者階級の攻撃力は、直接には利害関係のない社会層の中にあつた労働者階級の同盟者の数とともに増大してきた。こうして、1860年以来の比較的急速な進歩とはなつたのである。

## 第7節 標準 働日のための闘争 イギリスの工場立法が諸外国に起こした反応

水や蒸気や機械によって真っ先に革命された諸産業で、すなわち近代的生産様式のこの最初の製造物である木綿、羊毛、亜麻、絹の紡績業と織物業とで、まず最初に、限度も容赦もない労働日の延長への資本の衝動が満たされる。変化した物質的生産様式と、これに対応して変化した生産者たちの社会的諸関係とは、まず無限度な行き過ぎを生み出し、次には反対に社会的な取締りを呼び起こし、この取締りは、中休みを含めての労働日を法律によって制限し、規制し一様化する。

資本主義的生産のある程度の成熟段階では、個別的な労働者、自分の労働力の「自由な」売り手としての労働者は無抵抗に屈服するということである。それゆえ、標準労働日の創造は、長い期間にわたって資本家階級と労働者階級との間に多かれ少なかれ隠然と行われていた内乱の産物なのである。この闘争は近代的産業の領域で開始されるのだから、それはまず近代的産業の祖国、イギリスで演ぜられる。イギリスの工場労働者は、ただ単にイギリスの労働者階級だけではなく、近代的労働者階級一般の選手だったが、彼らの理論家もまた資本の理論に対する最初の挑戦者だった。



フランスはイギリスの後からゆっくりびっこを引いてくる。12時間法の誕生のためには、二月革命が必要だったが、この法律もイギリス製の原物に比べればずっと欠陥の多いものである。それにもかかわらず、フランスの革命的な方法もその特有の長所を有している。それはすべての作業場と工場とに無差別に同じ労働日制限を一挙に課してしまうのであるが、これに比べて、イギリスの立法は、ときにはこの点、時にはあの点で、やむを得ず事態の圧力に屈服するものであって、どうしても新しい裁判上の紛糾を生みやすいのである。他方、フランスの法律は、イギリスではただ児童や未成年者や婦人の名で戦い取られただけで近頃やっと一般的な権利として要求されているものを、原則として宣言しているのである。

北アメリカ合衆国では、奴隷制度が共和国の一部をかたわにしている間は、独立な労働運動はすべて麻痺状態にあった。黒い皮の労働が焼印を押されているところでは、白い皮の労働が解放されるわけがない。しかし、奴隷制度の市からは、たちまちひとつの新しく若返った生命が発芽した。南北戦争の第一の成果は、機関車という歩7マイルの長靴で大西洋から太平洋までを、ニュー・イングランドからカリフォルニアまでを、またにかける8時間運動だった。

ジュネーブの「国際労働者大会」(第一インターナショナル)は、ロンドン総務委員会の提案に基づいて、次のように決議した。「我々は労働日の制限を、それなしには他の一切の解放への努力が挫折するよりほかはない一つの予備条件として宣言する。……我々は8時間労働を労働日の法定限度として提案する。」

彼らを悩ましていた蛇に対する「防衛」のために、労働者は団結しなければならない。そして、彼らは階級として、彼ら自身が資本との自由意志的契約によって自分たちと同族とを死と奴隷状態とに売り渡すことを妨げる一つの国法を、超強力な社会的障害物を、強要しなければならない。「売り渡すことのできない人権」の派手な目録に代わって、法律によって制限された労働日という地味な大憲章が現れて、それは「ついに、労働者が売り渡す時間はいつ終わるのか、また、彼自身のものである時間はいつ始まるのか、を明らかにする」のである。なんと変わり果てたことだろう！